

## 地域からの発信

## テーマ「障害児の地域での療育支援について」

切れ目のない支援の実現に向けて  
～療育システム構築の検討状況について～

## 多賀城市保健福祉部社会福祉課障害福祉係

## 1. はじめに

本市の心身障害児通園施設「太陽の家」は昭和50年にオープンし、全国に先駆けて健常児と障害児の統合保育を行いながら、障害を持つ児童の早期療育・早期支援とノーマライゼーションの実現に向けてその役割を果たしてきました。

しかし、平成19年頃より障害児の人数が健常児を上回るようになり、太陽の家が目指す統合保育が困難な状況になってきました。

一方、市内の幼稚園・保育所の集団活動の現場では、「集団活動が苦手」「友達とうまくコミュニケーションが図れない」など発達に何らかの課題を抱えている、いわゆる「気になる子」が増加し、そうした児童への対応に関する、現場の保育士等からの相談が多く寄せられるようになっていました。

そのため、障害を持つ児童や発達の気になる子供達が地域の中で共に育ち、安心して生活することが出来るように、早期療育や早期支援の更なる充実と、成長に伴って通う集団が変わっても支援が切れることなくつながっていけるための仕組みの検討を始めることになりました。平成23年度より、地域療育システムを専門に取り組んでおられる東北福祉大学の三浦剛教授のご指導のもと、関係各課の担当者が集まり、「太陽の家の今後の在り方」と「地域療育体制整備」について具体的な検討がスタートしました。

その結果、平成26年度で太陽の家の統合保育を終了し、平成27年度からは児童福祉法に基づく多賀城市児童発達支援センター「太陽の家」を開設することとしました。

また同時に児童発達支援センター「太陽の家」を中核とした、切れ目のない支援を行うための療育システムとして、関係する部署が横断的に参画する「発達支援会議」を立ち上げ、社

会福祉課障害福祉係が事務局を担っていくことになりました。

本市の療育体制整備はまだ始まったばかりですが、療育システムとしての「発達支援会議」立ち上げまでの検討経過と現在の取り組みについてご紹介いたします。

## 2. 療育をとりまく環境の変化について

多賀城市の総人口は平成29年7月末現在で62,520人であり、市民の平均年齢は42.2歳と比較的若い方が多く居住しております。平成27年には婚姻率が県内第1位、また出生率が県内第2位であり、少子高齢化が進む中、出生率も高い値を維持してきました。

また、仙台市と隣接していることもあり、仙台市のベッドタウンとして住民の転入、転出も多く、移動率についても県内で一番高いのが特徴となっております。

一方、本市の乳幼児健康診査では、発育・発達部分での遅れが見られる児童が年々増加しており、地域の保育所等からも、発達が気になる児童の増加から、クラス運営の困り感が増している声が多くなっていきました。

太陽の家では、昭和50年から健常児と障害児の統合保育を実施しており、平成11年には健常児35名に障害児24名であった児童割合も、平成25年には、健常児4名に障害児29名となり、太陽の家の運営方針の一つである「ノーマライゼーションを実現するための統合保育」の目的が達成できない状況になっておりました。

## 3. 地域療育体制整備に向けて

## (1) 第1期ワーキング会議の実施

本市では、平成23年に行われた宮城県主催の地域療育システムに関する研修事業に参加したことを機に、県の障害福祉課担当者より助言を

受け、療育体制整備に取り組むことになりました。地域の療育システムを専門に取り組んでおられる東北福祉大学の三浦教授のコンサルテーションを利用して、当事者である現場の職員が自ら考えていくという計画のもと、地域の状況に合わせた療育システムを自分たちで検討し合って構築できるように、関係各課の担当職員でワーキング会議を立ち上げ、本格的に検討を開始いたしました。

ワーキング会議では、市内の保育所職員を対象とした研修会やヒアリング調査、心身障害児通園施設「太陽の家」の利用児童の保護者との懇談会等を行い、地域療育について検討を進めながら、太陽の家の在り方についての検討も同時に進めていきました。

## (2) ワーキング会議の検討結果

### ～「太陽の家」を児童発達支援センターへ～

第1期ワーキング会議での検討結果として、本市の地域においては、ノーマライゼーションの実現のため統合保育を理念にかかげ事業実施してきた「太陽の家」という存在が大きいのでありましたが、今後は障害や発達の弱さがあっても、地域の中で育ち、必要に応じて支援を受けながら、その地域で自立した生活の実現を目標とするために、「太陽の家」を療育・相談の拠点とした「児童発達支援センター」にするということに至りました。

その結果を踏まえて、平成24年11月に、市の最高意思決定機関である行政経営会議に諮った結果、平成27年4月から、児童発達支援センターとすることが決定されました。

## (3) ニーズ調査の実施

### ～地域課題を明確にするために～

児童発達支援センターの機能を検討するにあたり、太陽の家に通う保護者の方々との懇談会を開催し、その場でも出された意見や要望を集約すると共に、地域の保育所、幼稚園の職員を対象とした研修会や懇談会を開催して、地域の集団保育の現状についても確認して行きました。

保育所職員との懇談会の中では、保育現場の大変さや保育士の人員数や補助金に対する意見も多く出されました。

地域療育システムや、ネットワークの構築を考える上で、障害福祉を担当する係だけの議論では療育体制の構築は困難であり、保育所や教育を所管する部署との連携が必須であると実感しました。

また、地域に根差した施設になることを目指し、地域療育の現状の把握や地域課題の整理を行うために、大規模なアンケートによるニーズ調査を実施して、本市の地域療育の課題を次のとおり整理しました。

## (4) ニーズ調査で明らかになった地域課題

### ア 太陽の家に関する課題

地域の幼稚園や保育所に通いながら、太陽の家の親子通園事業である「おひさまひろば」を週1～2回利用するケースが増えてきたことで、太陽の家においても、地域の保育所や幼稚園との連携が必要になってきました。

### イ 親の状況やニーズの多様化に対する課題

保育所等へ行ったアンケートで「現場で困っていること」の項目で「保護者への伝え方」と



【現在の児童発達支援センター「太陽の家」の全景】

いう回答が25%にのぼったほか、「保護者の理解・協力が得られない」の項目についても15.9%の回答がありました。

また、保育所や幼稚園の職員へのヒアリング調査の結果から、家庭のあり方や保護者のニーズが多様化する中で、児童の行動面の課題については、家庭環境を含めた様々な要因も考えられ、療育と同時に育児支援の観点からも検討する必要性が見えてきました。

ウ 地域で抱える障害児及び気になる子への対応の課題

保育所、幼稚園へのヒアリングから、クラスの中で発達に気になる子が多く、クラス運営を考える上で、個別対応が難しいという現状があげられておりました。

また、「今後必要なこと」の項目で、「専門職の訪問による助言や指導」という回答が32.8%あり、臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士など専門職による巡回相談を充実させていく必要性が見えてきました。

エ 就学後の継続した支援に関する課題

保護者へのアンケート調査の「就学後の支援で必要なもの」の項目で、専門の相談機関を望む声が多くあげられており、学校就学後も継続して相談できる機能の必要性があげられています。

#### 【ニーズ調査：平成25年10月】

##### ◆郵送でアンケート調査

市内在住の18歳未満の療育手帳及び精神保健福祉手帳所持児童の保護者全数  
126名（回答71名 56.3%）  
太陽の家の利用児童の保護者全数  
54名（回答37名 68.5%）

##### ◆ヒアリング調査

市内保育所・幼稚園の先生方へのアンケート調査配布（回答数 229名分）  
保育園11か所、幼稚園7か所 全ての施設を訪問しアンケートへの回答に沿ってヒアリング調査を実施。

#### (5) 第2期ワーキング会議の実施

ニーズ調査の結果をまとめ、見えてきた本市における地域療育の課題を解決するため、関係各部署の課長を中心としたメンバーで第2期ワーキング会議を実施しました。4つにまとめた地域療育の課題一つひとつを丁寧に議論し、各メンバーの感じる部分を出し合い、課題解決

のために「自分の課では何ができるのか」「他の課に何をしてもらったらよいと考えるか」等を出し合いました。

ワーキング会議で議論を重ねる中で、改めて気づく支援者側の課題も明らかになっていきました。支援者側の課題として「児童に関わる部署間でのタイムリーな情報共有」「児童の成長に伴った支援情報の引き継ぎ」があげられ、課題解決のためには「現時点で関わる支援者間の情報等の連携（横のつながり）」と「成長に伴って支援者が変わっても引き継がれる情報等の連携（縦のつながり）」を実現する仕組み（療育システム）が必要だという結果になりました。

#### 第2期ワーキング会議

（平成25年度～26年度）

1. 参画者：社会福祉課，こども福祉課，康課，学校教育課の各課長及び太陽の家園長及び主任，子育てサポートセンター所長
2. アドバイザー：東北福祉大学 三浦剛教授
3. 検討事項
  - ・今後の療育支援体制整備について関係各課が行っている事業を全体で関わっていくシステムにするための対応策の検討（支援の縦糸と横糸を紡ぐ。）
  - ・本市の療育の現状と課題の把握と児童発達支援センター機能への反映の検討
  - ・アンケート結果の考察と児童発達支援センター機能への反映の検討
4. ワーキング会議での焦点→「発達支援会議」で縦と横の支援をつなぐために
  - ・関係部署間の情報の共有をタイムリーに行うための会議を定例化
  - ・連携の目的や対象によって3つの会議（「療育担当者会議」「個別支援会議」「地域療育関係機関連絡会議」）で構成
  - ・情報共有にともない児童発達支援センターとの個人情報の取り扱いについて検討
  - ・発達支援会議は児童発達支援センターと事務局（社会福祉課障害福祉係）とが両輪となり運営していく。
  - ・連携や支援のつながりの必要性は認識していても「発達支援会議」のイメージが各個人によって全く違うため、共通認識にする対策が必要
  - ・関係者の認識の共有化と各部署の担当者に異動があっても、システム運営に変化がないようガイドラインを作成（「多賀城市の療育体制のあり方について」平成27年3月）

(6) 第2期ワーキング会議の検討結果

～切れ目のない支援の実現に向けて～

第2期ワーキング会議の検討結果、平成27年4月、療育システムとして「発達支援会議」を設置することとしました。発達支援会議では、ケースの支援についての横のつながり（現時点で支援関わる関係機関の連携）と縦のつながり（ケースの成長に伴う関係機関の連携）をタイムリーに行っていける仕組みを目指し、下記のような体系としました。

4. 発達支援会議の内容について

発達支援会議は、3つの会議で構成されています。

「療育担当者会議」は、毎月第3月曜日の定期開催とし、関係各課の療育担当者が集まり、児童発達支援センターの活動の報告の他、個別ケース会議や支援状況、療育に関する各課の取り組みについてなど情報を共有する場になっています。

「個別支援会議」は、個々のケース支援の必要性に応じて随時開催する会議で、対象児童の支援に直接関わる現場の支援者がその都度集まり、各支援状況の報告や支援方針の検討を行い、支援者が同じ方針で関われるように話し合を行っています。

3つめの「地域療育関係機関連絡会議」は、年1回、年度初めに開催し、関係各課の課長及

び地域の関係機関（支援学校や保健所、幼稚園や保育所の代表者）が集まり、発達支援会議の実施状況の報告の他、地域の療育課題やニーズについての意見交換を行っています。

5. 療育システムを稼働し続ける取り組みについて

療育システムを、各担当者が異動しても変わらず動き続ける仕組みにしていけるために、「療育体制の在り方について」と題したマニュアルを作成するなど、現在も制度改正や各課の状況の変化に応じて改正することとしています。

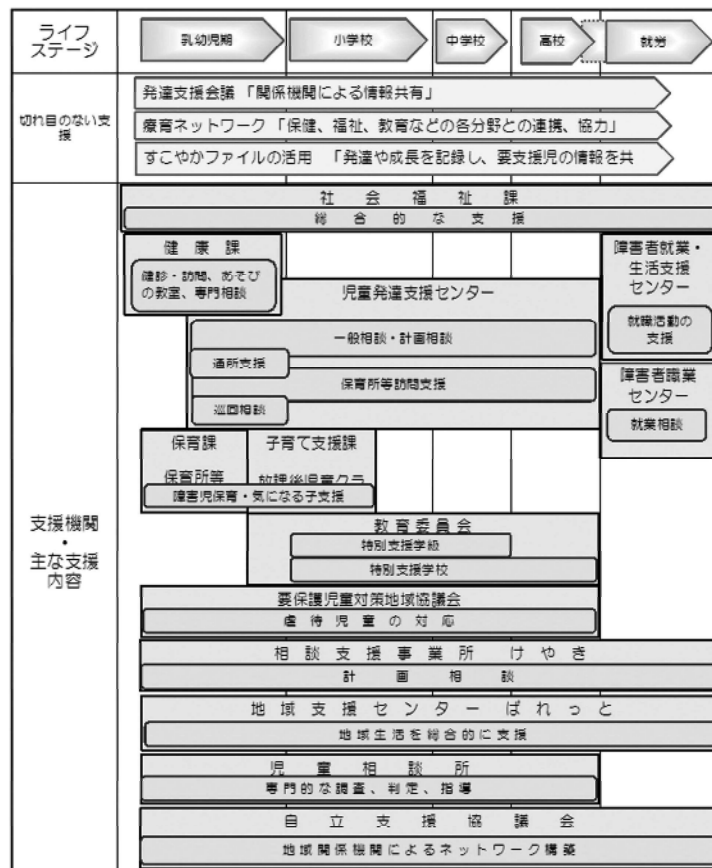
また、関係各部署と横のつながりだけでなく、各ライフステージごとにも支援がつながるように、縦のつながり部分の体制図も作成しました。作成した当時は「本当に出来るのだろうか」と思った部分はありましたが、今もこの支援体制図の実現に向けて、成長に伴い所属の集団や支援者が変わっても、継続した支援が出来る仕組みの構築を検討中です。

さらに、本市では保護者が出生時からの成長段階に沿って、発達の状況や病院受診の状況及び相談や支援等の記録を記載することが出来る「すこやかファイル」を作成し、各保育所や幼稚園で希望者へ配布を依頼したり、母子保健事業で行っている1歳児を対象にした育児相談「1歳児comeかむ広場」に来た保護者に配布するなど、全ての保護者が利用できるようにそ

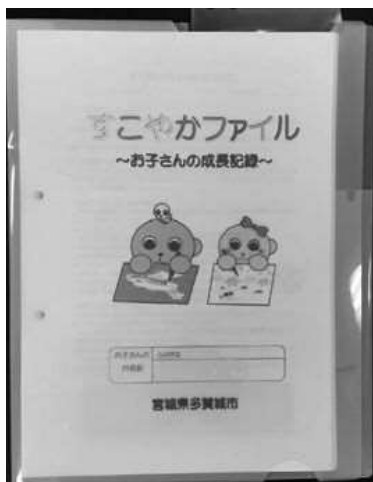


【発達支援会議構成概念図】

### ライフステージごとの支援体制



【ライフステージごとの支援体制図】



【すこやかファイル】

の普及に努めることとしました。

発達が気になる子や障害を抱える児童の保護者についても、「すこやかファイル」を支援者に提示することで、これまでの支援の状況が伝わり、保護者が各部署で同じことを何度も説明する必要がない等のメリットがあり、成長に伴う

支援のつなぎを補うツールの一つとして、関係機関への周知につとめています。

#### 6. 発達支援会議の更なる充実を目指し

##### (1) Plan-Do-See サイクルの実施

発達支援会議の評価を行うため、「療育担当者会議」のメンバーを対象として上半期と下半期に同じ内容でアンケートを行っています。アンケート結果を「満たされたという観点での評価」「改善を要するという観点での評価」に整理し、事業の振り返りを行うとともに、改善策を検討し、東北福祉大学の三浦教授からも助言をいただきながら、次年度以降の運営に反映させています。

本市のシステム構築の今日までの取り組みを振り返ると、療育担当者会議のメンバー全員で「状況を把握（評価）し、課題を整理し、その課題の対応策を検討し、実施する」といった一連の流れを繰り返し行うことが出来てきたように感じております。

参加者の評価（平成27年度の評価より）

■満たされたという観点での評価

- これまでは関係機関とタイムリーに情報共有出来ていなかったが、毎月定例で情報を共有できる場があり、顔の見える関係が出来たことで、スムーズに連携が図れるようになった。
- 定例会議に参加することで、関係機関のひとつとして、ケースをみる視点や意識が変わった。
- 定例会議に学校教育課が参加したことはとても大きい変化であり、就学時のつなぎのみならず、学校へのつながりが出来たと感じる。

■改善を要するという観点での評価

- 療育担当者会議に提出する検討ケースの提出方法やケース検討の「緊急度」の考え方について、提出側も受ける側もわかりやすい基準があった方がよい。
- 会議資料の会議後の活用について検討が必要
- 個人情報と事務局管理であるため、個人情報を共有するための仕組みの検討が必要。
- 切れ目ない支援のためのツールの一つである「すこやかファイル」の普及促進と更なる有効活用について検討が必要



【発達支援会議（療育担当者会議）の様子】

であると感じています。

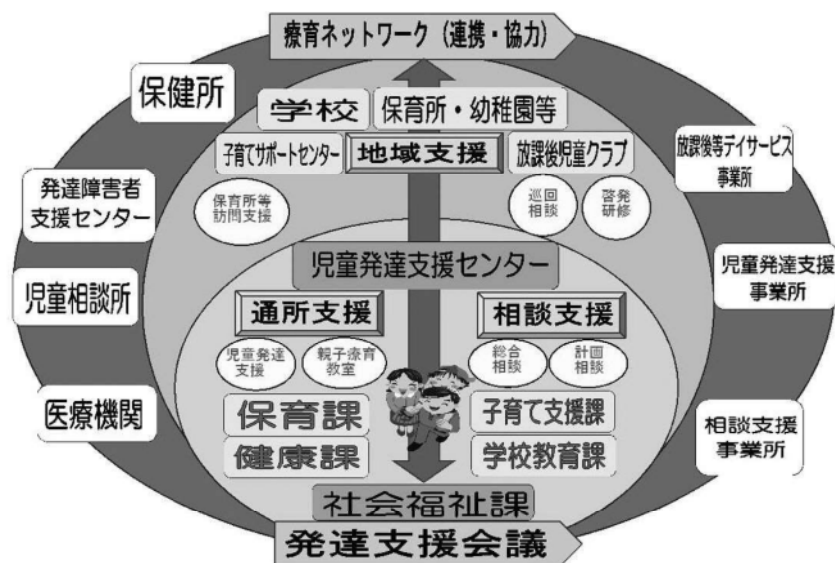
本市において平成27年度から療育システムがスタートしましたが、まだまだ未完成の部分も多くあり、今後も関係部署の担当職員が変わってもシステムが固まることなく動いていくために、事務局としての役割は大きいと感じております。

今後も、発達の気になる子や障害児が、住み慣れた地域で共に育ち安心して生活していくことができるよう、切れ目のない支援の実現に向けて、支援担当者が変わっても発展し続けるシステムであることを目指しながら、継続して取り組んでいきたいと考えています。

（文責：多賀城市保健福祉部社会福祉課  
障害福祉係 副主幹（保健師）

内海昌江）

(2) システム構築に関わって見えたこと  
療育システムは、児童一人ひとりに有益なものになるように、その時々地域の状況や環境及び法的制度に合わせて柔軟に変化していく必要があり、システム自体のメンテナンスが必要



【児童発達支援センターの支援体制概念図】